

訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

<2024年04月01日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 銭形企画
代表者名	代表取締役 上野 眞司
所在地・連絡先	(所在地) 〒600-8357 京都市下京区黒門通五条下る柿本町594番地33 (電話) 075-353-4899 (FAX) 075-276-5195

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	銭形企画訪問看護ステーション CoCo(ここ)
所在地・連絡先	(所在地) 〒600-8357 京都市下京区黒門通五条下る柿本町594番地13 (電話) 075-585-5551 (FAX) 075-354-3017
事業所番号	2660490216
管理者の氏名	和田 佳奈

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			看護職員と兼務
看護職員(看護師)	5	3	1	1		常勤兼務の者は 管理者と兼務
看護職員(准看護師)						
理学療法士						
事務職員等						

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市下京区、中京区
------------	------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月～金曜日。土曜、日曜、祝日休み。 年末年始：12月30～1月3日休み。
営業時間	9：00～17：00（サービス提供時間：9：00～16：30） ※ただし、24時間の体制を整えています。

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成・評価	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を継続的に評価します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 健康状態の観察（体温・血圧・呼吸の測定など） ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など） ③ リハビリテーション（寝たきり予防・手足の運動など） ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ 認知症の看護 ⑥ カテーテル等の管理 ⑦ 療養生活や介護方法の指導 ⑧ ターミナルケア ⑨ その他医師の指示による医療処置

4 費用

介護保険の適用がある場合は、利用者の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

■訪問看護（地域区分 5級地 1単位：10.7円）

サービス提供時間		サービス単位	利用者負担額 （1割負担）	利用者負担額 （2割負担）	利用者負担額 （3割負担）
看護師 による場合	20分未満	313単位	334円	669円	1,004円
	20分以上 30分未満	470単位	502円	1,005円	1,508円
	30分以上 1時間未満	821単位	878円	1,756円	2,635円
	1時間以上 1時間30分未満	1,125単位	1,203円	2,407円	3,611円
理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士 による場合	1日に2回 までの場合	293単位	313円	627円	940円
	1日に2回を 超えて行う場合	263単位	281円	562円	844円

■介護予防訪問看護

サービス提供時間		サービス単位	利用者負担額 （1割負担）	利用者負担額 （2割負担）	利用者負担額 （3割負担）
看護師 による場合	20分未満	302単位	323円	646円	969円
	20分以上 30分未満	450単位	481円	963円	1,444円
	30分以上 1時間未満	792単位	847円	1,694円	2,542円
	1時間以上 1時間30分未満	1,087単位	1,163円	2,326円	3,489円
理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士 による場合	1日に2回 までの場合	283単位	302円	605円	908円
	1日に2回を 超えて行う場合	141単位	150円	301円	452円

※夜間（午後6時～午後10時）・早朝（午前6時～午前8時）は上記の額に1回につき25%加算します。

※深夜（午後10時から午前6時）は上記の額に1回につき50%加算します。

ただし、緊急訪問の場合は、1月以内の2回目以降について加算します。

※准看護師による訪問の場合は上記の額より10%減算します。

■訪問看護加算項目

加算項目 (支給限度基準額内加算)		サービス単位	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)
退院時共同指導加算(適応時)		600単位	642円	1,284円	1,926円
初回加算(適応月1回)		300単位	321円	642円	963円
長時間訪問看護加算(適応時)		300単位	321円	642円	963円
複数名訪問加算 (1回につき)	看護師等 30分未満	(I)254単位	272円	544円	815円
	看護師等 30分以上	(I)402単位	430円	860円	1,290円
	看護補助者 30分未満	(II)201単位	215円	430円	645円
	看護補助者 30分以上	(II)317単位	339円	678円	1,018円
看護・介護職員連携強化加算 (月1回)		250単位	268円	535円	803円
看護体制強化加算(月1回) *訪問看護の場合		(I)550単位	589円	1,177円	1,766円
		(II)200単位	214円	428円	642円
看護体制強化加算(月1回) *介護予防訪問看護の場合		100単位	107円	214円	321円

加算項目 (支給限度基準額外加算)		サービス単位	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)
緊急時訪問看護加算(月1回)		574単位	614円	1,228円	1,843円
特別管理加算(月1回)	(I)	500単位	535円	1,070円	1,605円
	(II)	250単位	268円	535円	803円
ターミナルケア加算(適応時)		2,000単位	2,140円	4,280円	6,420円

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、1回の訪問につき以下の交通費をいただきます。

なお、駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない場合は、駐車料金の実費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5km未満	150円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5km以上10km未満	300円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km以上20km未満	500円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道20km以上	650円

■エンゼルケア

ご希望があれば、10,000円/回でさせていただきます。

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者の負担となります。

保険を使えない・使わない場合の訪問サービスの利用料は全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

延長料金（契約の保険サービス提供時間を延長してご利用された場合）	30分につき	2,000円
	30分まで	4,000円
自費サービス	60分まで	8,000円

※営業時間外および土曜・日曜・祝日の場合は上記利用料に25%加算させていただきます。

■キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変や緊急事態など、やむをえない事情がある場合は不要です。

利用日の前日（17：00）までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日（17：00）までに連絡がなかった場合	2,000円

■利用料等のお支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、27日までに下記口座に振り込み、現金支払い、引き落としのいずれかの方法でお支払いください。入金確認後、領収証を発行します。

京都信用金庫 壬生支店 普通預金口座（口座番号 0721830） 口座名義（株式会社 銭形企画）
--

5 事業所の特色等

(1) 運営方針

- 1 訪問看護の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 2 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持・回復・向上を目指します。
- 3 訪問看護の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係する保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 4 関係する条例に定める内容を遵守し、事業を実施します。

(2) その他

従業員研修を採用時（採用後1か月以内）に1回以上、その後継続研修を年4回以上行います。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 和田 佳奈 受付時間 9:00～17:00 連絡先 電話 075-585-5551 FAX 075-354-3017 面接（当事業所3階相談室）
京都市上京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	電話番号：075-441-5106（直通）
京都市左京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	電話番号：075-702-1071（直通）
京都市中京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	電話番号：075-812-2566（直通）
京都市東山区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	電話番号：075-561-9187（直通）
京都市下京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	電話番号：075-371-7228（直通）

京都市南区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	電話番号：075-681-3296（直通）
京都市右京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	電話番号：075-861-1430（直通）
京都市伏見区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	電話番号：075-611-2278（直通）
京都府国民健康保険団体連合会	電話番号：075-354-9090

(2) 第三者委員

サービスに対する苦情やご意見等に適切にお応えするため、外部の公正中立な立場である第三者委員を、以下の1名設置しております。

橋本 珠美 氏：介護・福祉事業コンサルタント、産業カウンセラー

受付：月～土 9：00～18：00

TEL：075-353-4880

※ 時間外においては携帯電話への転送により可能な限り受け付けます。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、京都市、市町村等に報告を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 訪問看護サービスの提供記録

(1) 事業者は、利用者に対して訪問看護サービスを提供する毎に、当該サービスの提供日、内容及び介護保険からの支払われる報酬等の必要事項を、事業所の所定の方法で記録します。

(2) 事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。

(3) 利用者は、事業所に対しいつでも1項、2項に規定する記録その他事業所に対する訪問看護サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。但し、謄写に際して、事業者は利用者に対して実費相当額を請求することができます。

1.1 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

1.2 第三者による評価の実施状況

評価機関名	実施日	結果の開示
一般社団法人 京都社会福祉士会	令和4年11月29日	済

1.3 人権擁護・虐待防止

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する、定期的に委員会を開催する、事業所の職員に対し定期的に研修を実施する等必要な措置を講じています。

(2) 事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思う利用者を発見した場合は、状況を確認した上で、市町村への通報をする場合があります。

1.4 感染症の予防及びまん延防止のための措置

(1) 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、必要な措置を講じています。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。

(4) 事業所の職員に対し定期的に感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施しています。

1.5 ハラスメント

適切な訪問看護サービスの提供を確保する観点から、事業所の職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。利用者、利用者の家族との信頼関係をもとに、安全・安心な環境でサービスを提供できるようご協力をお願いいたします。

1.6 感染症や非常災害の発生時等における対応方法

事業者は、感染症や非常災害等の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じています。

■ 緊急時等連絡先

緊急時連絡先① (家族等)	氏名 (続柄)	()
	住 所	
	電話番号	
緊急時連絡先② (家族等)	氏名 (続柄)	()
	住 所	
	電話番号	

主治医	病院 (診療所) 名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護保険）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年 月 日

【事業者】 所在地 〒600-8357
京都市下京区黒門通五条下る柿本町 594 番地 13
事業者（法人）名 株式会社 銭形企画
事業所名 銭形企画訪問看護ステーション CoCo(ここ)
事業所番号 2660490216
代表者名 所長/管理者 和田 佳奈

【説明者】

氏 名

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

年 月 日

【利用者】 住 所 _____

氏 名 _____

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 (_____)